千葉県いじめ防止基本方針改定について(案)に関する意見募集結果

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

番号	意見の概要 (主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	学生も含めるべきであるから、「児童・生徒・学生」修正するべき。	法第2条及び条例第2条において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童又は 生徒とされております。
2	随所に、いじめに対する未然防止、早期発見などといった文言が見られるが、いじめの隠蔽やいじめの早期隠蔽を行うことは誤解釈であり、職権濫用であることを明記すべきである。	第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 4学校及び学校の教職員の役割(3)学校におけるいじめの防止等に関する措置 ウいじめに対する措置において、教職員がいじめを抱え込まないこと、特定の教職員がいじめに係る情報を学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを示しています。
3	(2) 千葉県のいじめの状況において、「児童生徒の問題行動…調査」において、やはり、現場に危機感を持たせるためにも「実数日本一」の記載があったほうが良い。	干葉県の認知件数が多いのは、疑いのあるものも含めて積極的に認知した結果であると認識しておりますが、御指摘を踏まえ、いじめの件数が多いことを重く受け止め、未然防止に取り組んでまいります。県基本方針では、いじめの件数が多いことを問題視するのではなく、積極的に認知し、早期発見・早期対応に取り組むことの重要性について示しています。
1 4	3ページ、「いじめ防止等のため対策を実施する主体」として、この文章では責任の所在があいまいになるのではないか。条例に記載はないものの、「学校長が責任をもって行う」ということを、基本方針には明記すべき。学校長にしっかりとした権限と責任を持たせて、問題の解決の当たらせるべきであると思う。いじめ問題を決して曖昧にさせないという県の強い意志を示すべきである。	学校教育法37条第4項において、「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されていることから、条例、県基本方針には明記しておりませんが、校長がリーダーシップを発揮し、学校におけるいじめ防止等の対策に取り組んでいくこととなります。
5	県基本方針は、いじめ防止対策推進法や千葉県いじめ防止対策推進条例だけでなくこどもの権利条約も踏まえていることも明記すべきである。	本基本方針は、法第12条及び条例第11条に基づき、本県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものとされております。
6	全般的に、私立学校に対する千葉県の指導について項目が少なすぎるため、記載を増やすべきである。	私立学校については、条例第7条において、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとされております。また条例第 5条において、県は私立学校のいじめの防止等への取組を支援することとされております。
	「その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」とあるが、生活も例示すべきである。 また、「生命、心身又は財産」に類するものに対して重大な危険を生じさせるおそれがあるものはいじめから除外される というおそれがあるため、最後に等を付けて「生命、心身、生活又は財産等」に修正すべきである。	直接、重大な危険を生じさせるおそれのあるものとして「生命、心身又は財産」を示しております。いじめは「心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである」ことから、「生命、心身及び財産」に類するものを除外するものではありません。表記のとおりで、問題ないと考えます。
	「児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し」とあるが、児童生徒のみならず、「児童・生徒・学生、教職員、教育委員会、教育委員、SC、SSW、弁護士、医師、議員、警察官、マスコミ、その他国民等がいじめは 絶対に許されない行為である」と修正すべきである。	御意見の主旨は、第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、6 県民の役割に記載してあります。
9	「安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的とし」とあるが、いじめについては学校外でも行われるため、学校生活のみが安心して遅れるだけでは不十分。	「学校外」については、第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の2いじめの防止等の対策に関する基本理念及び3いじめの定義において、学校の内外を問わず対処するものとしております。
10	学校教育のみが教育ではなく、ホームエデュケーションやアンスクーリングも当然に教育であるから、「安心して学校生活や家庭生活や社会生活等を送ることができる環境を整えることを目的とし」と修正すべきである。	本基本方針は、法及び条例に基づいて策定されたものであり、法及び条例の対象については、法第2条及び条例第2条において、学校に在籍する児童等であることを示しております。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
11	『いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること』を「いじめはすべての児童・生徒・学生、教職員、教育委員会職員、教育委員、SC、SSW、弁護士、医師、議員、警察官、マスコミ、その他国民等に関係する問題であり、すべての児童・生徒・学生、教職員、教育委員会職員、教育委員、SC、SSW、弁護士、医師、議員、警察官、マスコミ、その他国民等が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること」とすべきである。	御意見の主旨は、第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、6 県民の役割に記載してあります。
12	「いじめを見つけた場合〜中核をなすものである」は、子どもだけが対象とされているので、「すべての児童・生徒・学2生、教職員、教育委員会職員、教育委員、SC, SSW、弁護士、医師、議員、警察官、マスコミ、その他国民等がいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいか、を記載すべきである。	御意見の主旨は、第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項、6 県民の役割に記載してあります。
13	「規律ある学校環境」が例示されているが、体育会系の上意下達の規律によっていじめが生じうるという根本的理解が欠落しているため、「子どもの基本的人権が尊重された学校環境」に修正すべきである。	本基本方針では、いじめを人権問題として捉えて対処することを示しており ます。
14	学校・教育委員会は、いじめを隠蔽するために、いじめの被害者にいじめの加害者と仲良くするように強いることが一般はに行われている。そういった隠蔽のために、「児童生徒に発達段階に応じて好ましい対人関係を築く力を養う役割が学校に期待されているからである。」という文言やこれに類する文言を悪用されることがないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
15	「多くの児童生徒にとっては、このことが難しいことであるとの認識を持つ必要がある。」とあるが、この文言やこれに 類する文言がいじめの隠蔽に利用されることがないよう明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
16	「条例は、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと」を求めているとあるが、教職員に対しても、いじめを行なってはならないことを求めるべきである。学校や児童・生徒・学生やその保護者や家族や教育委員会にもいじめを隠蔽してはならないことを求めるべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
17	「いじめを認知し、毎日嫌な思いをしながら見続けており、(中略)そのメッセージが信用に値するような平素からの児7童生徒と教職員の人間関係を醸成することである。」とあるが、この文言やこれに類する文言が、いじめアンケートなどのいじめに関することに係る情報公開において、不開示の根拠として利用されることがないように明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
18	「いじめを認知し、毎日嫌な思いをしながら見続けており、注意できないことに深い自責の念を持っている児童生徒がいることも想定して、実際に児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境をつくることに注力する必要がある。具体的には、各学校が実態に応じて、児童生徒がいじめに関する情報提供をしたことを他の児童生徒に知られずにすむ具体的な方法を確立した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている。」「情報提供者の秘密を厳守する。」「学校がいじめ問題に積極的に取り組んでいる。」等の強いメッセージを発信することと、そのメッセージが信用に値するような平素からの児童生徒と教職員の人間関係を醸成することである。」とあるが、この文言やこれに類する文言が、いじめアンケートなどのいじめに関することに係る情報公開において、不開示の根拠として利用されることがないようにするよう明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基づいて対応することとなります。
19	「具体的には、各学校が実態に応じて、児童生徒がいじめに関する情報提供をしたことを他の児童生徒に知られずにすむ 具体的な方法を確立した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている。」「情報提供者の秘密を厳守する。」 「学校がいじめ問題に積極的に取り組んでいる。」等の強いメッセージを発信することと、そのメッセージが信用に値す るような平素からの児童生徒と教職員の人間関係を醸成することである。」とあるが、この文言やこれに類する文言が、 いじめアンケートなどのいじめに関することに係る情報公開において、不開示の根拠として利用されることがないように するよう明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
20	「(1)で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、(中略)警察と連携した対応を取ることが必要である。」において、いじめの被害者が心の叫びとして暴れたり物を壊したり、またいじめの一環としてそのような行為を強要されて行った場合、刑事告訴や告発を行っていることがあるため、そのように利用されないように明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
21	を加害者扱いしないようにいしのか隠敒されないように明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
22	「教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める 必要がある。」を教職員がいじめを積極的に行ったりいじめを隠蔽するため、「教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解 を与えたり、いじめを助長したり、教職員が積極的にいじめを行ったり、いじめを隠蔽することが起こり得る問題を重く 受け止める必要がある。」とすべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
	「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、児童生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育む」を被害者は加害者と接したくないため、関係を築くことを強いたり促したりしないように明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
24	「関係機関(警察、児童相談所、法務局など)」としているが、いじめ被害者、被害者の会、遺族会を例示すべきであ る。	法第17条において、地方公共団体は、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携していじめの防止等の対策を行うこととされており、関係機関の例として示しています。同じ段落において、家庭との連携の重要性についても示しております。
	「連携の成果を高めるためには、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく必要がある。」は平素から検討をしていることの証拠を残し、録画データ、音声データ、紙媒体の文書に長期保存して情報公開請求に対して全て公開する。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
26	「学校評価及び人事評価においていじめ問題について扱う際は、(中略)評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。」について削除。人事評価でいじめ問題について扱うことは適当でない。大切なことは「各学校が点検・評価する」ことであり、職員個人の人事評価にはなじまない。学校における教育活動は職員の協力・協働によるものであり、特にいじめ問題に対する職員個人の「取組状況や達成状況」は測りにくいものである。	人事評価では、生徒指導等の項目において、いじめをはじめとした生徒指導の諸問題に「個別の課題を抱える児童生徒に対して、組織的に対応し、実態に応じた適切な指導を行う」ことを評価の着眼点としています。また、いじめの未然防止や早期発見に積極的に取り組むとともに、いじめが発生した際に、迅速かつ適正に情報を共有したり組織的に対応したりすることは、たいへん重要になります。よって、いじめの有無や多寡だけにとらわれるのではなく、いじめの未然防止や解消に向けて組織的かつ適切に対応した職員については、高く評価されるべきであると考えます。
	「その他の関係者(学校関係団体、学校法人、保護者関係団体、民間団体等)」はいじめを隠蔽する団体なので、意見等の聴取対象としてのみ扱うべき。「県は、いじめ被害者、被害者の会、遺族会、国、市町村、その他の関係者(学校関係団体、学校法人、保護者関係団体、民間団体等)と協力して」にすべきである。	法第17条において、地方公共団体は、関係機関、学校、家庭、地域社会及 び民間団体と連携していじめの防止等の対策を行うこととされています。
28	「いじめの解決につながった具体的な事例 (プロセス) を示す」とあるが、学校・教育委員会がどのような手法でいじめ を隠蔽するのかの過去の事例を示して注意を促すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
	「各学校においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた研修を、定期的に実施する」は、いじめ被害者の訴えを被害妄想や認知の偏り、歪みとしていじめを隠蔽する者たちなので研修は、いじめの被害者、被害者の会、遺族会の者がやる。	条例第15条において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者として、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うとされています。また、研修内容については、各校において検討いたします。
30	「いじめ事案に対応する教職員が安心して相談できる体制をつくることも求めている」とあるが、「いじめ事案に対応する教職員」が何を「相談」するのか不明であるから、明確化すべきである。	相談内容については、個々の事案や教職員によって、様々なものが考えられ ることから、原案どおりとさせていただきます。
	「いじめ事案に対応する教職員が安心して相談できる体制をつくることも求めている」とあるが、「いじめ事案に対応する教職員」が何を「相談」するのか不明であるから、明確化すべきである。また、「学校内で相互に支え合う体制を整備することが重要であ」るとあるが、「いじめやいじめの隠蔽をする教職員がいじめやいじめの隠蔽を安心して相談できている体制を解体することが求められている。」、「いじめやいじめの隠蔽をする教職員を学校内や教育委員会内や地方公共団体内で相互に支え合う体制を一刻も早く解体することが重要であ」るに修正すべきである。	今回の基本方針改定では、いじめを教職員が抱え込まず、組織的に対応する ことの重要性について示したところです。
	「いじめに関する情報の収集としては、毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による」とあるが、「児童生徒の問題行動」とはいじめ加害行為であり、いじめの被害者が取る不登校など極めて正常な対応をさすものではないことを明記すべきである。	平成28年度調査より「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題 に関する調査」に名称を変更したため、修正しております。
33	「いじめに関する事案」の報告や情報提供に関わる公務はデータに長期保存し、情報公開請求に対して無料で開示することを明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
34	インターネット上のいじめについても、各県立学校、私立学校、市町村教育委員会はいじめをし、また、いじめを隠蔽する側であるから、いじめの被害者や被害者の会、遺族会の意見を中心に行政の方針を決定すべきであるから、「いじめの被害者や被害者の会、遺族会が連携して対応する必要がある。」に修正すべきである。	本基本方針では、家庭と連携し、いじめ問題に対応することを示しておりま す。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
35	インターネット上に裸の写真や動画等を投稿するといった性的いじめも起こっていることから、インターネット上のいじめについての記載部分で、言及しておくべきである。	インターネット上の性的被害については、第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の1県が実施すべき施策(7)インターネットを通じて行われるいじめへの対策に示してあります。
36	「いじめの防止に取り組んでいる人 (例えば、過去にいじめの被害を受けた人や、いじめの加害を反省し、現在の活動に生かしている人)」を「いじめの防止に取り組んでいる人(例えば、過去にいじめの被害を受けた人や、いじめ被害者の家族ないし遺族)」とすべき。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
37	「日常の学校生活を丁寧に見守る中で、コミュニケーションに大きな課題を持っている児童生徒の存在を認知することがある。」は、いじめ被害者がコミュニケーションに問題があると言わんばかりなので、厳重に抗議するとともに撤回を要求する。	生徒指導上、配慮を要する事例として示しています。
38	「日常の教育活動・教育行政を相当な注意力を以て調査する中で、いじめをいじめと認識していないか、認識しているのにいじめがあったと認めることができない学校・教育委員会には大きな課題を持っていると認知することがある。」に修正すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
39	「自分がいじめを受けた際に適切に対処する力(いじめに負けないための力)を養う。」は、いじめを受けて不登校をしたりすることが「いじめ負け」たことになるそうであるが、厳重に抗議する。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 〇自分がいじめを受けた際に適切に対処する力を養う。
40	「被害者の視点からいじめを人権問題として捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせ」とあるが、加害者や隠蔽者の側に対する損害賠償や謝罪文の掲載を求める民事訴訟の手続き方法、いじめやいじめ隠蔽をした教職員についての職員措置請求、請願あるいは国家賠償請求訴訟、住民監査請求、住民訴訟、刑事告発・刑事告訴の手続きも法教育の時間に授業して子どもたちに身に着けてもらうことこそが、「「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付け」ることであるから、その旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
41	スクールソーシャルワーカーの配置状況について記載。また、「県立高校におけるスクールソーシャルワーカーの配置を 進める。」と記載。	配置状況については、スクールカウンセラーを例として示させていただきました。また、14ページ・16ページに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実について記載しております。
42	「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実に努める。」は上述の通り、いじめを隠蔽する側 なので絶対に充実させてはならない。	いじめの防止等の対策について、県がとるべき施策の例として示しています。
43	アンケート調査や個人面談については、適切に文書を作成したうえ長期保存し、本人、訴 訟代理人、家族が個人情報開示請求をした際には全部開示することを明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
44	「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や弁護士への相談等の支援を行う必要がある」は、SCやSSWはいじめを隠蔽する側なので派遣してはいけない。	条例第15条において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者として、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために配置することとされております。
45	「いじめ問題への対処や児童生徒との信頼関係に基づいた学級経営について、より一層充実して扱うことが求められる。」とあるが、いじめ被害の訴えを握り潰したり、いじめを隠蔽したりすることが非常に多い。したがって、教職員が児童・生徒・学生に対して信頼を強要したり、いじめやいじめ隠蔽に利用しないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
46	「教職員が忙しそうにしていれば、遠慮をして相談しない児童生徒も出てきてしまう」とあるが、隠ぺいすることに利用 されることがないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
47	「不登校対策のための教員加配」とあるが、不登校はいじめ被害者が取る正常な対応であり、行政は、いじめ被害者が安心して不登校ができる体制を整備すべきである。	いじめの防止等の対策について、県がとるべき施策の例として示しています。
48	対策を講じるべきは、不登校をせざるを得ない状況に追い込んでいる加害者・隠蔽者の加害・隠蔽行為に対してである。 したがって、「不登校対策のための教員加配」を一刻も早くやめるべき。	不登校対策のための教員加配は、いじめに限らず、様々な要因により不登校 となっている児童生徒の支援のために配置されています。
49	「教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにする」とあるが、教職員が保護者、地域住民、関係機関等と一対一で連携するにではなく、保護者が地域住民や関係機関等とも連携し、地域住民が保護者、関係機関等とも連携し、関係機関等が保護者、地域住民とも連携するようにしなければならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
50	「教職員の業務負担の軽減を図る」とあるが、訴えを握り潰すことに利用されないように明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
	「いじめ事案によっては、(中略)スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、大変重要な役割を果たしている。」は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、些細な悪戯やじゃれ合いを深刻ないじめと思い込んでいるから認知が偏っている。精神医学や心理学を利用してのいじめ隠蔽はやめてほしい。	条例第15条において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者として、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために配置することとされております。
52	「県は、今後とも、更なるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の確保 と適切かつ十分な配置に努める。」とあるが、いじめの被害者や被害者の会、遺族会の人たちを学校や教育委員会にてい じめの相談に乗ってもらうべきなのである。したがって、「県は、今後、いじめの被害者や被害者の会、遺族会の人の確 保と適切かつ十分な配置に努める。」に修正すべきである。	条例第15条において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者として、いじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために配置することとされております。
53	「スクールアドバイザー」について言及されているが、いじめの被害者や被害者の会、遺族会の人を最も優先的に「ス クールアドバイザー」にすべきである。	学校の生徒指導・教育相談の充実に資するため、より高度な専門的知識及び 技能を有する有識者を、スクールアドバイザーとして活用し、学校を支援し ます。
54	「学校を支援」するとは具体的にどういうことなのかが曖昧であるから例示すべきである。	支援の例として、スクールカウンセラーの配置について示しております。スクールサポーターやスクールアドバイザーは、派遣された学校において、生徒指導や教育相談に関する研修の講師や学校及び教職員に助言をするなどの支援を行っています。
55	「いじめに係る相談制度又は救済制度等」として「24時間子供SOSダイヤル」、「教育相談」や法務省が実施している「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」が例示されているが、全く機能していない。 高圧的な対応、嘲笑されて終わる。その旨をきちんと調査し、公表すべきである。	いじめに限らず、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者の相談窓口の例として、示しています。
56	ネット上のいじめについての啓発について記載があるが、保護者に対してだけではなく、児童・生徒・学生自身に対しても、個人情報開示請求やIP アドレス開示訴訟、証拠保全の手続きを身に着けてもらうべきである。その旨を記載すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
57	「インターネット上の児童生徒間トラブル」は、トラブルとは両者に問題があるニュアンスだが、被害者には全く問題が ないので、トラブルではなく、「インターネット上のいじめ」に修正すべきである。	インターネット上の児童生徒間のやり取りだけでなく、個人的に掲載した内容がきっかけになり、いじめが引き起こされる可能性もあることを規定しています。
58	千葉県いじめ問題対策連絡協議会等に言及があるが、何が含まれているか2,3 例示すべきである。また、千葉県いじめ問題対策連絡協議会等は、いじめの被害者や被害者の会、遺族会の人を最も多く入ってもらうべきである。	条例第19条において、学校、千葉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)及び市町村の教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察その他の関係者により構成される千葉県いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置くこととされており、代表的な例として示しています。
59	「中学校、高等学校、特別支援学校の生徒を対象に実施する「青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)」の 結果について、各学校や市町村教育委員会への情報提供」の情報は、情報公開請求に対しては全部開示すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
60	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基本とし、必要に応じて本県が独自に調査を必要とする項目を追加して実施する。」は、必要性を判断するのは千葉県ではなく、いじめの被害者自身であることを明記すべきで。いじめの被害者や被害者の会、遺族会からの要望を聞いて、独自に調査を必要とする項目を追加して実施すべきである。	条例第18条において、 県は、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の 実施の状況についての調査研究及び検証を行うとこととされています
• .	「いじめ問題を含む生徒指導上の課題に対処するに当たり、中学校(主に市町村立)と高等学校(主に県立及び私立)の協力がますます重要になっており、引き続き連携を強化する必要がある。」とあるが、生徒指導上の課題に対処すること全般に話が及んでいることによって、いじめに対する取り組みが空虚になる。本案は、徹頭徹尾、いじめに関することを規定すべきものである。	生徒指導上の諸課題に対処することで、児童生徒を注意深く見守り、いじめ の早期発見、早期対応に繋がると考えております。
	「各市町村は、いじめに関する個別の事案に関して、必要に応じて県に情報提供するとと もに、県と連携していじめへの対処が進むよう努める必要がある。」とあるが、各市町村がいじめに関する個別の事案に 関しては、行政文書として長期保存し、情報公開請求に対して殆ど公開する。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
63	「県及び市町村以外の学校の設置者の役割」とあるが、国立高専や消防学校や教習所や学 習塾等におけるいじめも当然に対象として明記すべきである。	法第2条及び条例第2条において、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童又は 生徒とされております。高等専門学校における措置については、法第三十五 条に規定されています。
64	「児童生徒がいじめを受けていると思われるとき」とあるが、いじめを受けていると思う主体は、いじめを受けている児童・生徒・学生本人であることを明確化すべき。学校・教育委員会は、迅速かつ適切に対処する必要がないなどといったことが起きないように明記すべきである。	第1いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 3いじめの 定義に示しています。
65	「策定された学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度初めには児童生徒、保護者に説明する。」とあるが、転校生や、入学時や年度初めには登校していなかった人やその保護者に対しても、学校いじめ防止基本方針について説明すべきである。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 〇入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。
66	「いじめの加害者への支援」とあるが、いじめの加害者や隠蔽者を厳重に罰するべきであって、支援すべきではない。支援すべきは、被害者のことである。	いじめの防止等の対策について、県がとるべき施策の例として示しています。
67	「学校いじめ防止基本方針の見直し」について改定する必要性を判断する権限は、学校ではなく、いじめ被害者であり被害者の家族や遺族にあることを明記すべきである。	法第13条及び条例第12条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。
68	学校いじめ防止基本方針は、学校の教職員ではなく、いじめの被害者、被害者の会、遺族 会の人のみが作成することを明記すべきである。	法第13条及び条例第12条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。
69	「その際には、保護者、地域住民、関係機関の参画を得て、協議等を通して」とあるが、「その際には、いじめの被害者、被害者の会、遺族会を最優先に参画を得て、次いで、保護者、地域住民、関係機関の参画をも得て、いじめの被害者、被害者の会、遺族会を中心とした協議等を通して」に修正すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
70	「必要に応じた」と記載されているが、その必要性を判断するのは、学校ではなく、いじめの被害者、被害者の会、遺族 会のみであることを明記すべきである。	法第13条及び条例第12条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。
71	「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」の改定は、いじめ被害者、被害者の会、遺族会が中心になって行うべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
72	「特定の教職員が問題を抱え込まないよう」とあるが、「特定の教職員がいじめを握り潰すことがないよう」に修正すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
73	「学校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないよう、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う必要がある(条例第8条第2項)。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある(法第22条)。この組織が「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。」とあるが、いじめ被害者の尊厳の観点から大変に不適切である。したがって、「特定の教職員が問題を抱え込まないよう」にする「組織が「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。」とする文言を削除すべきである。	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされており、組織的にいじめへの対応に当たることを示しています。
74	(2)の⑤⑥を担うことは到底、不可能。いじめを隠蔽してくださいと言っているようなもの。その役割は、いじめを受けた側に任せるべき。	いじめの防止等の対策について、県がとるべき施策の例として示していま す。
75	③「児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割」とあるが、いじめ被害を受け続けて心からの悲鳴として大声を出したり暴れまわったりしてしまうこと、不登校などは問題行動ではないことを明確化すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
76	④「学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供する」 の情報公開請求について全部開示することを明記する。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
77	⑤「緊急会議を開いて」とあるが、当該緊急会議は行政文書として長期保存して、情報公開請求に対して殆どを開示し、 個人情報開示請求に対して全部開示すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基づいて対応することとなります。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
, ,	「学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家の他に、当該事案の性質に応じて弁護士、医師、警察官経験者等の適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。」とあるが、「生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で既に」置かれている組織を母体として「学校が重大事態の調査を行う」ことなどあってはならない。また、弁護士とはいかなる弁護士であるのかも不明である。今までいじめ被害者の側に立って自治体や学校法人を訴えてきた弁護士のみに限ることを明記すべきである。	法第五章に規定する対処等を迅速かつ適切に行うための組織として、例示し ております。
79	「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で既に」置かれている組織は、「いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒を徹底して守り通し」てなどおらず、「いじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒」など存在しない。「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で既に」置かれている組織を「いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるよう」にしてはならない。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
	「組織の構成については、組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて 柔軟に対応できるものとすることが有効である。」とあるが、いじめを隠蔽するために参加させるようなことがあっては ならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
81	担任教師は、いじめをし、いじめを隠蔽するために存在している。いじめ対策に一切関与してはいけない。校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教諭等数名、教育相談係、情報を担当する教諭等、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒会の代表(生徒会の顧問が意見聴取する方法も考えられる。)、保護者の代表、警察、学校医等」とあるが、これらはいずれも、いじめを隠蔽する側のものであるから、このような者たちに学校いじめ防止基本方針の策定など絶対にさせてはならない	法第12条及び条例第12条において、 学校は、その学校の実情に応じ、 当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め ることとされております。
82	学校いじめ防止基本方針の策定は、いじめの被害者、被害者の会、遺族会のみによって構成する組織が行うべきである。	法第13条及び条例第12条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。
83	「いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議(組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる。)校長、副校長、教頭、生徒指導主事、当該組織の事務担当教諭等数名、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談係、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等」とあるが、「組織の一部に当該いじめ事案に関係する教職員が加わる」ことなど絶対にあってはならない。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
84	「各学校の実態に応じ」とあるが、たとえば、各学校のどのような実態に応じてどのよう な変化を持たせるのかが曖昧であるから、2,3 例示すべきである。	個別の事案については、各学校で検討し、対応することとなります。
85	「重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること」は、「インターネット上のいじめ」以 外のいじめについても言えることである。したがって、「特に、インターネット上の」という文言を削除すべきである。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 〇インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な 傷を与えかねない行為であることを理解させる取組が必要である。
86	「発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。」 において、いじめ被害を訴えることは被害妄想でも認知の歪みでも認知の偏りでもないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
87	「〇東日本大震災により被災した児童生徒又原子力発電所事故により(略)」の原子力発電所を東京電力福島第一原子力発電所と記す。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 〇東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所 事故により避難している児童生徒
88	学級経営をいじめ被害者の尊厳に優先させる例が記載されているが、そのような例が絶対にあってはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
89	「定期的なアンケート調査」について全て統計処理し、任意記載欄・自由記載欄に記載したものも全て列挙した結果表の 作成を義務付けること	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
90	「個人面談等児童生徒と教員が一対一で直接話す機会を設定するといった取組が重要である。」とあるが、実際には、教員がいじめ被害者に対していじめがなかったと言わしめていじめを隠蔽する場に化している。その旨を明記すべきである。	法16条及び条例第13条において、学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備することとしています。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
91	「校内の教育相談体制の充実に努める」とあるが、千葉県は、校内でいじめの相談を適切 に受けることは不可能であり、また不適切であることを一刻も早く認識すべきである。	法16条第3項及び条例第13条第1項において、県及び学校は、児童等、 保護者、学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心して相談 でき、その相談に速やかに対応できるよう、いじめに関する相談体制の充実 を図ることとされています。
92	「いじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知するなど、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。」とあるが、速やかに学校に相談したら隠蔽されてしまうため、学校には相談せず、人権活動家に相談して損害賠償請求や職員措置請求や刑事告訴・告発の準備が進められるように明記すべきである。	法16条及び条例第13条において、学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備することとされております。
93	家庭で虐待を受けている子どもは、家庭と学校との両方でいじめを受けているのであるから、家庭で虐待されている子どものことにも言及した上で、そのような場合には、決して学校と家庭が連携してはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
94	「児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。」とあるが、教職員がいじめの相談をする体制とは如何なるものなのか全く不明である。教職員は、いじめをしたりいじめを隠蔽したりする立場であることを大前提にすべきである。したがって、「児童・生徒・学生及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制整備が必要である。」に修正すべきである。	法16条及び条例第13条において、学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備することとされております。
95	「いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて当該組織に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。」とあるが、まさにいじめ隠蔽の組織的対応が記載されているものである。学校・教育委員会は、このようにしていじめを隠蔽していることを明記すべきである。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
96	「報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定め、確認しておく必要がある。」とあるが、いじめの被害者が「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」を伝えることができなかった場合にいじめはなかったとしようとしていることがないように明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
97	「各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。」とあるが、「各教職員は、いじめの被害者、被害者の会、遺族会の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。」に修正すべきである。	法第13条及び条例第12条において、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。
98	「学校いじめ対策組織において情報共有を行った後」は、いじめを隠蔽される可能性があるので、情報共有はしてはいけない。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
99	「特に事実認定には細心の注意が必要である。」とあるが、いじめは殆どの場合、被害者 側が証拠を残すことは不可能である以上、証拠がないからいじめがなかったと称していじめが隠蔽されていることが非常 に多い現状に鑑みても、この記載は、いじめを隠蔽する根拠にされやすいため削除すべきである。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
100	「いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。」 は、最初からいじめ被害者側とは信頼関係など破たんしているため在りもしない信頼関係の下に理解や協力を求めてはならない。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
101	「適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。」において「適切な調査」は至って不適切な調査であるため、「いじめの被害者側が適切な調査だと認めた調査に基づき、被害児童生徒、保護者には被害者側が説明を求めたときには全ての事項につき直ちに状況を説明し、被害者がいじめから避難して安心して不登校をすることができる措置を確実に行う。」とすべきである。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
102	「このような学校の姿勢を形づくる上で〜中略〜その後の事態の推移に大きな影響を与える点に留意する必要がある」は、県基本方針は、いじめ被害者の尊厳を守るものでいじめをしたり隠蔽したり校長をはじめとした教職員を守るためのものでない。したがってこれは誤りである。	本基本方針は、法第12条及び条例第11条に基づき、本県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものとされております。

番号	意見の概要 (主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
103	「いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。」とあるが、学校いじめ対策組織は、実際には、いじめをし、いじめを隠蔽する組織であるから、在りもしない信頼関係の下に理解と協力を求めてはならない。いじめがなかったと認めさせることは、理解と協力を得られるよう努めることではないことを明記すべきである。	法第8条及び条例第8条に基づいて、学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処することを示して。
104	「適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通 学するための措置を確実に行う。」とあるが、いじめがある以上、安心することなど不可能である。安心して不登校がで きる環境を整えるべきである。したがって、「いじめの被害者側が適切な調査だと認めた調査に基づき、被害児童生徒、 保護者には被害者側が説明を求めたときには全ての事項につき直ちに状況を説明し、被害者がいじめから避難して安心し て不登校をすることができる措置を確実に行う。」に修正すべきである。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
	「説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則である。」とあるが、「事実を伝えることで、被害者側が激高し、和解が困難となったり、学校の責任を追及したりすることが容易に予想されることを理由に、説明を曖昧にしたり、聞かれなかったから言わなかった等の対応を取」ったことを被害者側に追及されたときに、「あくまで「大原則」であり、今回は例外である。」などといった反論をすることをしないよう明記すべき。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
106	「学校は、いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正面から誠実に対応することが 児童生徒、保護者からの信頼につながる。」とあるが、学校・教育委員会が被害者側に対して「正面から」いじめはな かったと言うために利用され、学校・教育委員会と共通の利益を有する加害者側に対してのみ「誠実に対応」するために 利用されようなことをしてはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
107	「このような学校の姿勢を形づくる上で、校長をはじめとした管理職の役割は極めて大きい。個々の事案に最前線で対応する教職員は、その過程で何度も困難な状況に陥ることがある。時には、自らの対応の誤りから問題を悪化させることもある。その際、率直に相談できる環境であることが、組織的対応の基本であり、管理職自らが率先して、丁寧な対応を実践することが、その後の事態の推移に大きな影響を与える点に留意する必要がある。」とあるが、教職員がいじめを隠蔽する過程で隠蔽しきれない状況になることを意味しており、そして、隠蔽できなくなりそうな対応をしたことでいじめがあったという証拠を残すことになることを悪化と表記しているような意味で解釈されないよう明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
108	「道徳の授業等で学校いじめ対策組織の構成員である教職員が授業を受け持ったりすることは、いじめに対する学校の取組を理解させる上で効果が高まり、いじめを受けた場合や、認知した場合の学校への通報を促すことにもつながる。」は、いじめを隠蔽する教職員が行うことになるので、この文削除すべきである。	本基本方針では、条例第8条に基づいて、学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要があることを示しています。
109	28ページ:「加害者に対する対応について」は、再発予防の為にも、重大事例については罰則も示して、しっかりとした 指導をすることを銘記すべきであると思います。	児童生徒への指導については、事案ごとに状況が異なることから、調査結果等をもとに各学校が適切に判断し、行われる必要があると考えます。児童生徒の懲戒については学校教育法第11条に示されており、また、出席停止等が必要な場合は、学校教育法35条及び学校教育法施行規則第26条に基づいて、事案ごとに慎重に検討した上で行う必要があります。
110	「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」とあるが、個別のいじめ行為をするたびに謝ってまたすぐにいじめをしてすぐに謝ることを繰り返し、謝ったのに許してくれないのはいじめだと言って教師に言いつけたりするといったいじめも存在する。教師も加わったいじめの一環として行なわれる点を明記すべきである。	法第23条において、学校は、いじめに係る相談、通報を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとり、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずることとされており、学校における組織的対応について例示しています。
111	「学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し」と あるが、学校が被害児童生徒学生を守っていないことを以ていじめが解消したと主張するような解釈を絶対にしてはなら ないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
112	「学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続すため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。」とあるが、教職員たちが「これだけたくさん支援をしているのだから、いじめは解消した」「支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行したのだから、いじめは解消した」などと主張するような解釈をしてはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
113	「支援内容」とは迫害内容のことであり、「情報共有」とは、被害者の個人情報をいじめやいじめ隠蔽のために加害者や隠蔽者の間で漏洩されることであり、「教職員の役割分担を含む対処プラン」とは教職員がいじめをする役割及びいじめを隠蔽する役割りを分担することを含むいじめプラン、いじめ隠蔽プランのことである。そのような意味で使用されるのが現状であるから、その現状を打破することを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
114	「上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」とあるが、「いじめが再発する可能性が十分にあり得る」としているのであれば、いじめが解消しているという判断が誤っていることも明記すべきである。迫害を正当化するような利用が絶対になされないようにその旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
115	「いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。」とあるが、不登校をすることが問題なのではなく、不登校せざるを得ない状況に追い込むことが問題であるから、不登校せざるを得ない状況に追い込む教職員・加害児童生徒学生への対策を充実すべきである。いじめから避難することが不登校なのであるから、千葉県は、いじめ被害者が安心して不登校をすることができる環境を整備すべきである。したがって、「いじめをきっかけとして不登校せざるを得なくなった児童生徒学生については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、虐待していない保護者やいじめ被害者会・家族会・遺族会との連携を図りつつ、当該被害児童生徒学生が安心して不登校をすることができる環境を充実しなければならない。」に修正すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
116	「いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。」とあるが、とりわけ、「指導についても組織的に実施する必要がある。」との文言が「観衆」や「傍観者」を指導することでいじめを扇動しいじめの隠蔽を有利に進めるための組織的関与になってはならない旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
117	「実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配を掛けたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する必要がある。」とあるが、家庭でも虐待されている子どもがいじめ被害を家庭で訴えたのに、家族は取り合わなかったにもかかわらず、「保護者に心配を掛けたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠」していたことにされて処理されていることのないようにすることを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
118	「各家庭では、学校や県、市町村から発せられるいじめに関する情報や、啓発資料等を積極的に活用することが、有効であると考えられる。」とあるが、各家庭で積極的に活用すべきは、いじめの被害者、いじめの被害者会、家族会、遺族会の発信する情報である。したがって、「各家庭では、学校や県、市町村から発せられるいじめに関する情報を徹底的に批判し、学校や県、市町村から発せられる啓発資料等と称された文書を証拠として司法府・行政府・立法府・人権団体・マスコミ等に訴えるに際して積極的に活用するとともに、いじめの被害者、いじめの被害者会、家族会、遺族会の発信する情報を積極的に活用することが有効であると考えられる。」に修正すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
119	「保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止 等のための措置に協力するよう努める必要がある」とあるが、いじめの隠蔽や助長になる場合は、保護者は、絶対に協力 してはならず、徹底的に闘い抜くべきである。その旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
120	「県民が、児童生徒が登下校する際に声掛けをすることや、地域の祭やゴミゼロ運動等行事において(自身の保護する児童生徒のみならず)地域の児童生徒との交流を積極的に行うことなどが考えられる。」とあるが、教職員だけではなく、残念ながら多くの県民は、子どもを支配の対象と見ており、子どもが正しい場合にも、自身が大人であることを以て、間違っている自分を正当化しようとすることが多いようである。県民がいじめを行いうるという点にも留意して表現を修正すべきである。	校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)に在籍する児童又は
121	「県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、 市町村、学校などに情報を提供するよう努める必要がある」とあるが、「県、市町村、学校」はいずれもいじめを隠蔽す る組織であるから、県民には、いじめの被害者会、家族会、遺族会に情報提供をするよう求めるべきである。その旨を明 記すべきである。	条例第第10条において、県民は、安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めること、及びいじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校などに情報を提供するよう努める必要があることとされています。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
122	「学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要である。」とあるが、暴力を伴わないいじめ事案も、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要である」ことに変わりはない。したがって、暴力を伴おうとも、暴力を伴わなくとも、と明記すべきである。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 〇学校外で、いじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化 する傾向もあり速やかな対応が必要である。
123	重大事態について国の基本方針、県の基本方針、ガイドライン、調査の指針に「子どもの権利条約」を付け加えるべき。	いじめ重大事態について、法第5章に基づく対応として例示しています。
124	重大事態についてはの「に」が欠落しているため、補うべきである。	御意見を踏まえて、修正いたしました。 ○重大事態については
125	「児童生徒が自殺を企図した場合」とあるが、自殺を企図した場合だけではなく、自殺を未遂した場合や自殺を既遂した場合も例示すべきである。	児童生徒の生命、心身又は財産に 重大な被害が生じた疑いについて、例示 いたしました。
	「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」とあるが、申立てという文言は、訴状や審査請求書といった正式な書面により申し出た場合に限定されると解釈されかねないため、「意思があった」に修正すべきである。	申立ては、書面によるものに限るものではありません。
127	「まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、公立学校にあってはその設置者である教育委員会に、私立学校にあっては県私立学校担当部署に連絡し、協議をしながら対応を決定する。」とあるが、「学校いじめ対策組織」とは、実際には、いじめを隠蔽するために機能しているから、断固として抗議するとともに、全面撤回を求める。	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされています。
128	「重大事態と認められる場合、学校は、設置者により①~③の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。(いじめの重大事態を認知した場合の報告)」とあるが、「いじめの被害者が重大事態と認めた場合、学校は、設置者により①~③の方法で、文書で直ちに報告を行い、報告に係る文書は、その文書の写しを被害者側に直ちに全部、無償で交付・送付し、被害者や家族の個人情報開示請求に対しては、当然に全部開示し、情報公開請求に対しても、職員措置請求や住民訴訟で事実証明書や証拠として住民が教職員や教育委員らの個人責任を追及することに利用できるよう最大限の開示をしなければならない。」に修正すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
129	「※文書による報告は、県立学校管理規則にある事故報告書の様式による。」とあるが、 いじめの被害者側が県立学校管理規則にある事故報告書の様式を変える権利を有することを明記すべきである。また、わ かりやすくするために、事故報告書の様式を記載すべきである。	事故報告書の様式については、県立学校管理規則に示してあります。
130	「※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(教育事務所を経由する。)情報提供を受けた県は、条例第5条第3項に基づき、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力する。」とあるが、「※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(教育事務所を経由する。)この際や前後において録音や文書化を徹底し、保存期間を永年ないし長期とする。市町村教育委員会から情報提供を受けると受けないとにかかわらず、県は、当該いじめ被害者やその家族の要請を受けた場合には、直ちに被害者の要望通りの措置を行って協力する。」に修正すべきである。	市町村教育委員会の文書管理については、各市町村において定められております。当該いじめ被害者やその家族からの要請を受けた場合の調査については、法第30条第1項、第31条第1項及び条例第22条に規定されております。
131	「③私立学校→県私立学校担当部署→県知事」とあるが、ここにだけ「※」で始まる注釈がない。「※私立学校についても、報告に係る文書は、その文書の写しを被害者側に直ちに全部、無償で交付・送付し、国への行政機関個人情報保護法による個人情報開示請求や学校への個人情報保護法による個人情報開示請求に対しては、当然に全部開示し、情報公開請求に対しても、補助金、助成金その他公金支出などについて、職員措置請求や住民訴訟で事実証明書や証拠として住民が私立学校の法人責任や教職員や教育委員らの個人責任を追及することに利用できるよう最大限の開示をしなければならない。」を追記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
132	「学校の設置者は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。」とあるが、学校・教育委員会はいじめを隠蔽する側であるから、「いじめの被害者(いじめの被害者が死亡・意識不明・行方不明により判断できないときはその家族。ただし、虐待をしているまたは虐待をしていた家族を除く)が、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。」に修正すべきである。	法第28条において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととされています。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
133	「その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要であり、県立学校の事案について、学校の設置者が調査を行う場合は、「干葉県いじめ対策調査会」を活用することとなり、いじめ対策調査会長が会議を招集する。」とあるが、「干葉県いじめ対策調査会」自体が調査組織としての公平性・中立性の破綻した組織であるから、子どもの権利条約や同条約の国連勧告に基づいた組織で調査すべきである。また、「いじめ対策調査会長が会議を招集する」に当たっては、いじめ被害者やその家族からの求めがあったら必ず招集しなければならないことを明記すべきである。	いじめ重大事態について、法第5章に基づく対応として例示しています。
134	「当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、学校いじめ対策組織を活用した対応を継続することとなる。」とあるが、「学校の設置者において調査を実施する」ことなど絶対にあってはならない。学校・教育委員会外の第三者である子どもの人権を擁護する人々に調査をしてもらうべきである。学校の設置者はいじめを隠蔽する立場であるから、「学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない」と判断する主体はいじめの被害者とその家族とすべきである。	法第30条第2項、第31条第2項及び条例第22条において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うことができるとされています。
135	学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合については、いじめの解決こそが究極的な学校の教育活動であるから、そのために学校の教育活動に支障が生じるおそれは全く存在しない。「学校いじめ対策組織を廃止したうえでいじめの被害者、被害者団体、家族会、遺族会の人々による調査への受忍義務の履行を継続しなければならない。」に修正すべきである。	法第22条において、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置くこととされています。
136	「調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。」とあるが、本件条例や本件法律の上位法である子どもの権利条約や同条約の国連勧告に基づくことを明記すべきである。	いじめ重大事態について、法第5章に基づく対応として例示しています。
137	「学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。」とあるが、いじめ被害者や家族が提出する資料を無視し、学校から提出される資料を証拠として認定することを正当化する文言となっている。そのようなことがないようにする旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
138	「その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽 していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。」とあるが、「学校に都合の悪い内容を隠蔽 しないのは当然のことであ」るから学校に都合の悪い内容を当然に隠蔽していないなどという主張・抗弁をしてはならな いことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
139	「調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応」という文言も、 疑念ではなく、隠蔽していたのである。他にも資料があるのにもう資料がないなどという主張・抗弁をしたり、新たに資 料を提出することをしなかったりするといったことは、絶対にしてはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
140	「加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。」これは、いじめを隠蔽協議をすることを正当化するものなのでそのようなことはあってはならないと明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
141	「児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。」とあるが、当該いじめに関するアンケートをいじめ被害者やその家族に必ず提供することを明記すべきである。	調査結果の提供については、個人情報に配慮した対応が必要であると考えます。
142	調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒学生やその保護者に説明する等の措置をすると率直な内容が記載されなくなってしまい、アンケートの提供を受ける意義が失墜してしまうため、質問されたら回答するだけで十分である。児童生徒学生に限らず質問紙調査を実施する場合は、当該いじめに関するアンケートをいじめ被害者やその家族に必ず提供する。調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒学生やその保護者に「説明」と称して、いじめがあったことの証拠となるような記載がないように求めることその他それに類する行為を絶対にしてはならない。」に修正すべきである。	調査結果の提供については、個人情報に配慮した対応が必要であると考えます。

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)
	「組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び学校の設置者が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。」とあるが、組織による調査が終了したら、被害者側よりも先に、調査結果を学校及び学校の設置者が確認してはならない。「組織による調査が終了したら、直ちに調査結果を被害者側が先に確認し、又は、被害者側と学校及び学校の設置者とが同時に確認する。調査結果は、被害者の個人情報であるから、被害者側の自由な判断で事実関係等その他、被害者側が必要と判断した情報を任意で学校及び学校の設置者に提供する。」に修正すべきである。	法第30条第2項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供することとされています。
144	「他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。」とあるが、この文言をいじめに関する情報を公開請求したことに対して不開示とする理由にしてはならないことを明記すべきである。また、「個人情報保護を拡大解釈」しているにもかかわらず、「個人情報保護を拡大解釈」していないなどと主張・抗弁することがあってはならないことも明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。
''	「加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。」とあるが、この文言は、いじめの隠蔽の協議をすることを正当化するものであってはならないことを明記すべきである。被害者側への配慮に留意するのではなく、被害者側が、加害者側に事実を伝える方法や時期、事実の内容を判断すべきであるから、その旨を明記すべきである。また、「事案に応じて警察との調整を行う」とは、その実、いじめが隠蔽できそうもなくなったら、いじめ被害者側をでっち上げ逮捕するための相談を行うというとを絶対にしてはならないことを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
146	「いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応することが求められる。」とあるが、「必要に応じて」の必要性は、被害者側が判断することを明記し、「早期に」を「直ちに」に修正すべきであるとともに、児童相談所は非行少年を対象としていることから被害者ではなく加害者を対象として協力する限りにおいてのみ許されることを明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。 児童相談所は、18歳未満の児童生徒に関するあらゆる問題について、児童や 保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護 者に最も適した援助や指導を行うものであり、非行少年のみを対象としたも のではありません。
147	「県立学校及び私立学校におけるいじめの重大事態について、知事は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者等による調査の結果について再調査ができる」とあるが、「必要があると認める」の判断権者はいじめ被害者、その家族であることを明記すべきである。また、「再調査ができる」ではなく、「再調査しなければならない」に修正すべきである。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています
148	「この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する必要がある。」とあるが、被害者の心理的な負担を考慮して、被害者の意見を聴かないといったようないじめ隠蔽にこの文言が利用されることがないよう目期すべきである。また、他に調査が行われているから調査が不要であるとの判断の根拠にされることがない旨を明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
149	「私立学校の場合は基本的に知事が主体となって必要な措置を講ずることとなるが、その際、私立学校の自主性が尊重されるべきことは言うまでもない。」とあるが、この文言は、私立学校がいじめを隠蔽するのであれば、千葉県はいじめの 隠蔽という私立学校の判断を追認するということがないよう明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。
150	「市町村立学校における重大事態については、当該市町村長が再調査を行うことができることとされている」とあるが、被害者側が再調査を求めた場合は必ず再調査をしなければならないことを明記するとともに、千葉県が再調査することや 千葉県が市町村に再調査を要望することも明記すべきである。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています
151	「児童生徒や保護者から、法に定める重大事態への対処等を関係機関が実施しない等の相談があった場合は、県が連絡、調整を行い、関係機関による適切な対処の実施に向けて努力する必要がある」は、「実施に向けて努力する必要がある」ではなく被害者の尊厳の立場から「実施しなければならない」と改める。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています
152	「県教育委員会は、当該市町村教育委員会をはじめとした関係機関に連絡して対応を依頼したり、場合によっては必要な助言を行ったりして、重大事態への対処等が進むよう努める。」とあるが、「県教育委員会は、当該市町村教育委員会をはじめとした関係機関に連絡して対応を依頼したり、被害者側が求めた場合には必ず被害者が求めた助言を行ったりして、重大事態への対処等を進めなければならない。」に修正すべきである。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めると きは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています

番号	意見の概要(主旨)	県の考え方 (修正理由・考え方)	
153	「県私立学校担当部署は、当該学校法人をはじめとした関係機関に連絡して対応を依頼したり、場合によっては、県教育委員会と協力して必要なノウハウを伝達したりして、重大事態への対処等が進むよう努力する。」とあるが、「県私立学校担当部署は、当該学校法人をはじめとした関係機関に連絡して対応を指導したり、被害者側が求めた場合には必ず被害者が求めた指導を行い、県教育委員会と協力して必要なノウハウ(2,3例示する)を伝達したりして、重大事態への対処等を進めなければならない。」に修正すべきである。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています	
154	「県は、当該国立大学法人をはじめとした関係機関に連絡して対応を依頼し、重大事態への対処等が進むよう努力する。」とあるが、「県は、当該国立大学法人をはじめとした関係機関に連絡して対応を要請し、被害者側が求めた場合には必ず被害者が求めた要請を行い、重大事態への対処等を進めなければならない。」に修正すべきである。	法第29条において、国立大学に附属して設置される学校に係る対処について示しています。	
155	「⑤県外の学校に通う児童生徒・保護者から相談があった場合」とあるが、この場合分けでは、県外に居住し県内の学校に所属していた児童生徒学生が退学したり県外の学校に転校したりした場合には救済の対象にならなくなってしまう。そういった場合も明記すべきである。	第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の7重大事態への対処 (4)児童生徒が県外に所在する学校に在籍している等の理由により、重大 事態が県外で発生している場合、に示しています。	
156	「県が調査する場合は、市町村長の再調査後となることが通常であると考えられる。」は、市町村長の再調査前に県が調査する場合があることを明記するとともに、市町村長の再調査に県が調査することは例外ではないと明記するべき。	法第5章及び条例第22条において、知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは調査をおこなうことができ、必要な措置を講ずることとしています	
第3	第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項		
157	「県教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を干葉県いじめ対策調査会に提出し、 点検・評価を受け、各種施策の改善を進める。」とあるが、いじめ被害者個人やその家族個人やいじめ被害者団体や家族 会・遺族会も各種施策の改善を進めるためにいじめに関する資料等を干葉県いじめ対策調査会に提出することができるよ うにすべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	
	「いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う必要がある。」とあるが、千葉県が条例や施行令や施行規則によって、いじめに関する調査結果等の資料について長期保存を法定すべきである。そのうえで、いじめに関する調査結果等の資料は千葉県においても取得・作成して長期保存したうえで、個人情報開示請求に対しては全部開示とし、情報開示請求に対しては最大限の開示をすべきである。その旨を明記すべきである。	情報公開については、千葉県情報公開条例及び千葉県個人情報保護条例に基 づいて対応することとなります。	
	「県基本方針は、千葉県いじめ対策調査会による「いじめの防止等のための対策の評価及び検証」に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。」とあるが、いじめ被害者個人からの訴えに基づいて、改善のための見直しを実施すべきであり、千葉県の恣意性を排除するために「必要があると認められるときは、」という文言を削除すべきである。したがって、「いじめ被害者個人からの訴えに基づいて、改善のための見直しを実施する。」に修正すべきである。	条例第11条第3項において、県は、いじめに関する状況の変化を勘案し、 及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、県いじめ防止基本 方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければなら ないとしています。	
第4	第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項		
160	「2 教職員の業務の精選について 教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないよう各学校、教育委員会、関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。」とあるが、いじめに対する業務は「本来的な業務」ではないかのような印象を抱かせる。「事務の効率化」と称して、いじめに対する対処を省略するなどしていじめの隠蔽を正当化することがないよう明記すべきである。	貴重な御意見として承り、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。	
161	「教職員が、児童生徒と関わる時間を(中略)事務の効率化を図る必要がある。」の後に、「また、教育委員会は教職員 定数の改善を国に対して求めるとともに、教職員加配に努める」を挿入。	貴重な御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。	
162	「県基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく県民に周知する。」とあるが、「県基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、直ちに県民に周知する。」に修正すべきである。	条例第11条第4項を踏まえた記述としており、表記のとおりで問題ないと考えます。	